

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モーリタニア	食糧援助に関する日本国政府と モーリタニア・イスラム共和国 政府との間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購 入	490,000千円 H25.3.31まで	H24.12.3 スアウジ ョットで (同日)	日本側 東博史在モーリタ ニア大使 モーリタニア側 シダイ・ カルト・ターハ経済・開 発大臣	H24.12.17 375号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。